

定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

2025（令和7）年4月22日定例教育委員会が、一宮市役所本庁舎6階特別会議室に招集された。

1 定例教育委員会議案案件

第15号議案 一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

第16号議案 2025年度一宮市一宮・木全・オーシマ奨学基金奨学生の決定について

2 出席委員

高橋教育長 五藤委員 高橋委員 青山委員 川松委員 武藤委員 吉田委員

3 欠席委員

無

4 一宮市教育委員会会議規則第15条の規定により出席したものの職氏名

森教育部長 平野教育部次長 谷口総務課長 尾関学校教育課長 岸上学校給食課長
墓越生涯学習課長

5 同上規則第17条の規定により書記として出席したものの職氏名

伊藤総務課専任課長 平山総務課課長補佐 岩田総務課主任

6 傍聴者

1名

会 議 て ん 末

高橋教育長（午後1時30分着席、開会を宣言）

ただ今から、4月の定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名者を五藤委員と高橋委員のお二人にお願いいたします。それでは、3月の定例教育委員会の会議録がお手元に渡っていると思いますが、これについて何かございませんか。

各委員

異議ありません。

高橋教育長

ご異議がないようでございますので、3月の定例教育委員会の会議録について承認いたします。それでは本日の議案の審議に入ります。第15号議案 一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について、ご説明をお願いします。

墓越生涯学習課長

第15号議案 一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮

市小中学校長会役員改選のため、社会教育法第15条及び第30条の規定により、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明)よろしくご審議をお願いいたします。

高橋教育長

何かございませんか。

委員

社会教育委員と公民館運営審議会委員の2つの役職名に対して、1人の人が任命されており任期も同じですが、このように役職が2つになっている経緯を教えてください。

墓越生涯学習課長

令和元年度までは別々の方に委嘱をしていましたが、令和2年度から社会教育委員が公民館運営審議会委員を兼ねることとしております。社会教育委員には公民館運営審議会委員として公民館事業についてご意見をいただいております。

高橋教育長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

高橋教育長

全員賛成ですので、第15号議案 一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について原案どおり可決いたします。続きまして、第16号議案 2025年度一宮市一宮・木全・オーシマ奨学基金奨学生の決定については、個人情報に関する案件ですので秘密会として審議いたします。

秘密会による審議(原案どおり可決)

高橋教育長

全員賛成ですので、第16号議案 2025年度一宮市一宮・木全・オーシマ奨学基金奨学生の決定について、原案どおり可決いたします。秘密会を終了します。以上をもちまして、本日の審議を終わります。次に報告事項をお願いいたします。

報告事項

谷口総務課長

一宮市教育委員会後援名義の使用許可について

尾関学校教育課長

2025年度当初児童生徒数及び学級数等まとめについて、校長・教頭・主幹教諭・教務・校務一覧表について、2025年度一宮市小中学校長会組織表について

墓越生涯学習課長

「2025年度いちのみや生涯学習情報 No. 52」の配布について

その他

谷口総務課長

5月・6月・7月の定例教育委員会の日程について、総合教育会議の日程について、愛知県市町村教育委員会連合会総会について、2025年度教育委員行政調査について

閉 会 宣 言

高橋教育長

これをもちまして、本日の会議を終わります。

以上、会議のてん末を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

委 員

委 員